

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域コミュニティ交付金
補助の区分	地域コミュニティ関連補助
補助の概要	地域の課題解決のため自ら用途を決定し活用することを基本として、集落等が主体的に取り組む地域内の困りごとの解決や助け合いの活動を支援することにより、地域の暮らしに重要な役割を果たす地域コミュニティの維持・醸成を図るため、予算の範囲内で交付金を交付する。
補助事業者	集落や自治会
補助対象経費	消耗品、日当、保険料、委託料、手数料、燃料費、印刷製本費、食糧費、リース代、備品購入
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	集落・自治会の世帯数に応じた上限額 1～50世帯 上限5万円、51～100世帯 上限7万5千円、101世帯以上 上限10万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由 集落・自治会には資金力は見込めず、地域の暮らしに重要な役割を果たす地域コミュニティの維持・醸成を図ることが目的のため
補助率等	10分の10以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 集落・自治会には資金力は見込めず、地域の暮らしに重要な役割を果たす地域コミュニティの維持・醸成を図ることが目的のため
数値目標等	年間採択数200件
	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 数値化は困難であるが、コミュニティ活動の継続を確認し、総合的に判断する。
補助制度開始	令和4年4月1日
見直し時期	令和6年6月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 地域づくり課 地域づくり係
	（電話番号） 0259-63-4152（直通）